

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更
- 土地改良区の役員住所の変更
- 土地改良事業計画の決定(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地処分
- 開発行爲に關する工事の完了
- 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議會の委員の選挙に係る選挙人名簿の修正
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- 昭和五十五年十月鳥取県告示第九百三十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩本地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十五年二月十二日現在の地番による。)
大字西小鹿字藪ノ下	大字西小鹿字藪ノ下のうち一三六三の一部並びに一三六三及び一三六四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字西小鹿字山路一四〇五の一部、一四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西小鹿字山路	大字西小鹿字山路のうち一四〇五の一部、一四〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西小鹿字藪ノ下一三六三の一部並びに一三六三及び一三六四と一体をなす国有地の一部並びに大字西小鹿字藪牛一四三一第一の一部、一四三一の二の一部、一四三一の三の一部、一四三五の一部、一四三六の二

<p>大字西小鹿字鞍牛</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西小鹿字宮ノ下</p>	<p>大字西小鹿字鞍牛のうち一四三一第一の一部、一四三二の二の一部、一四三三の三の一部、一四三五の一部、一四三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西小鹿字宮ノ下一四八四の一の一部、一四八五、一四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九二及び一四九三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字高橋字岩本</p>	<p>大字西小鹿字宮ノ下のうち一四八四の一の一部、一四八五、一四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九二及び一四九三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字高橋字井土尻</p>	<p>大字高橋字岩本のうち二八〇の二の一部、二八一の二の一部、二八三の一部、二八六の二の一部、二八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八二及び二八六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字高橋字井土尻二八八の六の一部及び二九六の二の一部</p>
<p>大字西尾字五反田</p>	<p>なす国有地並びに二八二及び二八六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字余戸字山崎</p>	<p>大字西尾字五反田のうち八二八から八三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字余戸字金ヶ森</p>	<p>大字余戸字山崎のうち一二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字余戸字金ヶ森の全域、大字余戸字山崎一二六と一体をなす国有地の一部並びに大字西尾字五反田八二八から八三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	
<p>鳥取県告示第九百八十六号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。 昭和五十五年十一月四日 鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	
<p>鴨ヶ池土地改良区</p>	

理事 木村兼吉	
変更前	米子市福万二一〇
変更後	米子市福万一九一の四

鳥取県告示第九百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月二十三日付けで西伯郡名和町大字豊成二五八番地二宮唯夫ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（光徳第二地区農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十一月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
名和町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月二十三日付けで西伯郡名和町大字門前一〇一一番地大口昭ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（神田地区農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十一月五日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
名和町役場
 - 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百八十九号

昭和五十五年八月八日付けで郡家町から申請のあつた土地改良(上津黒地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る岩本地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十月二十五日 鳥取県指令受都計第百九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市覚寺字庵ヶ崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北四丁目七〇一

有限会社豊健産業

代表取締役 邨 上 健 一

鳥取県告示第九百九十二号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第四項の規定により、昭和五十五年十二月七日執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の宅地所有者の部の一部を次のとおり修正したので、同項の規定により公告する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	氏 名	住 所	
二二	田 中 好 子	修正前	米子市茶町五五
		修正後	米子市茶町九六

鳥取県告示第九百九十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年十一月七日から施行する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の米子信用金庫の項中

旗ヶ崎支店 米子市旗ヶ崎

旗ヶ崎支店	米子市旗ヶ崎
北 支 店	米子市東福原

改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年十一月十四日午後一時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本体内 鳥取県公安委員会 委員会(県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

八頭郡智頭県大字市瀬一六七 藤田國弘

